

## 令和5年度第2回松本市環境審議会 議事録

日時：令和5年9月4日（月） 午前10時～正午

会場：松本市役所 大会議室、オンライン会議システムZOOM

内容：協議事項 （仮称）松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例の骨子（案）について

報告事項 第4次松本市環境基本計画の進行管理について  
松本市食品ロス削減推進計画の進行管理について

出席者：（委員）香山委員、茅野委員、野見山委員、宮澤委員、原委員※、多田委員、平沢委員、野川委員※、金子委員、新井委員、小川委員※、岸野委員、渡辺委員※

（事務局）羽田野環境エネルギー部長

〈環境・地域エネルギー課〉鈴木課長、丸山課長補佐、大野課長補佐、川嶋主任、永元主任、加藤主事、杵淵主事

〈環境保全課〉中村課長、長岩課長補佐、堀内課長補佐

〈森林環境課〉小岩井課長※

〈環境業務課〉林課長、清水課長補佐、大野主任

〈廃棄物対策課〉花村課長※

※オンライン出席者

欠席者：（委員）中澤委員、中島委員、中野委員、山村委員、沖野委員、伊藤委員、本間委員

1 開会（司会：環境・地域エネルギー課長）

2 会長あいさつ

3 議事

（会長）

それでは議事に移りたいと思います。まず協議事項ですが、（仮称）松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例の骨子（案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。

協議事項 （仮称）松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例の骨子（案）について（非公開）

（会長）

ただいまのご説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(委員)

資料の別紙2の禁止区域のところで、禁止区域にあつては10kW未満も設置できませんとの記載があるが、これはわかりにくいと思います。建物の屋根とか壁面なら設置できると思いますが、こういう書き方をしてしまうと、それらもいけないのかなど。誤解を招きやすい表現なので、もう少し具体的に書いた方がいいと思います。

(環境・地域エネルギー課長)

県の条例と比較する形でこのような表現をしたのですが、条例の対象外であるということをもう少しわかりやすく説明できるようにしたいと思います。骨子案の方では、用語の定義等で説明しているため、別紙2の表現を工夫したいと思います。

(委員)

2月と前回の環境審議会では、前提としては、抑制区域という言葉遣いをするということでしたが、今回、冒頭から規制に関わる部分で、太陽光発電設備を認めない区域を禁止区域として指定するという事になっていきます。それを骨子案で見ますと、別紙3の2ページ目に、禁止区域が「ア」から「ト」まで、非常に多くリストアップされていますが、これの一つ一つを、松本市長が禁止とできるものなのか。

憲法で定められた財産権の行使は、これを侵してはならないとなっていますし、太陽光発電施設を営業すると、これも営業の自由というのが憲法22条で規定しているわけですが、この憲法で定められた財産権及び営業の自由を、過度に規制していないか、過剰に侵害していないか、公共の利益との兼ね合いでバランスが取れているのかということ、ちょっと疑問に感じております。

禁止区域のリストが、このままの名称で、このままのカテゴリーで進むことが、行政法上まづいのではないかと。この条例が、憲法に違反していると訴訟を提起されたときに、松本市が敗訴する可能性が否定できないと考えております。行政の中では比例原則という考え方があるはずですが、これは、達成されるべき規制の目的とそのために行われる手段として、事業者なり市民が持っている権利と、規制の内容を、その目的に応じてバランスを取らなければいけないという考え方です。ほかの土地利用に関する様々な規制がある中で、太陽光発電だけが禁止されるということは、太陽光発電が、社会的に存在する様々なアイテムの中で、著しく社会的害悪性が高いということが立法事実として存在するのであれば、そういった規制を強固にかけられますが、禁止というのは恐らく様々な規制の中で一番厳しいものかと思っておりますので、法的な妥当性、合理性ということを考えていただきたいです。

具体的に申しますと、例えば、禁止区域の「イ」の土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の2段階の規制があります。いわゆるイエローゾーンとレッドゾーンと言われるものですが、私の理解では、イエローゾーンの方は、宅地建物取引は認められているかと思っております。重要事項の説明は義務化されていると思いますが、宅地建物としての土地の取引が認められているということは、そこに住宅や建造物を建てても良いということ国が認めているわけですが、それに対して、太陽光発電所を認めないということは、事実上認めないということが大事であるし、許可手続きの中で認めないということが大事だと思うのですが、条例の文言の中に禁止という強い

言葉でこれを書き込むことの是非を問うています。

また、「オ」について申し上げますと、保安林は、水源かん養から魚つきまで 17 の指定があって、その地域が未来永劫森林であり続けるということに社会的価値が強く求められているので、所有者の方々に補助金が手厚く出て、その代わり伐採して木材を販売することが制限されています。他方で、地域森林計画対象森も、都道府県知事が指定する範囲の中に含まれるわけですが、一方で区域の変更とか、主伐をする、または伐採届を出してあるいは林地開発許可を出して、他の用途に転用するということを認められていないわけではないです。実際、林野庁の方では、地域森林計画対象林について、0.5ha 以上を林地開発許可にするという厳しい規制をかけていますが、一切禁止とはしていないわけです。それが、憲法 29 条で規定する財産権があって、上位法令の中でこれを侵してはならないという規定があるものですから、省庁としてはこれを過度に制限することができないので、できる範囲の中でできる対処を行っているということになります。

そのことから申し上げますと、今回の禁止区域のリストというのが、はたして市長が、禁止を正面から掲げることが可能な区域なのか、それとも、禁止区域と抑制区域の二段階のような形で、禁止区域は禁止としながら、その他の地域は抑制区域という形で、許可手続きの中で、ここに作るのは合理的ではないのではないかという形で、丁寧に対応するプロセスが必要だと思えます。そのことが、前回の環境審議会の後、庁内でどうしてこのような方針になったのかが知りたいですし、憲法との関係、比例原則との関係、個々の制度をどこまで詳しく見て、禁止区域と位置づけるという法的な根拠を、市が達成可能であるという結論に至ったのかが、お聞きしたいところです。

(環境・地域エネルギー課長)

この結論に至った経緯ですが、当初から、ここには設置させないという目的で条例を組むということで話を進めておりました。ただ、名称は抑制区域という言葉を使っておりました。内部で検討する過程で、県内の多くの自治体も新たな条例を制定し、禁止区域という文言が増えてきており、禁止と抑制を使い分けているという状況の中で、本市が進めたいと思っている「設置をさせない区域」に一番ふさわしいのは、禁止ではないかという内部の議論もあって、禁止としたものでございます。

「ア」から「ト」までの禁止区域のラインナップにつきましては、周辺市町村でも取り上げられているものでございまして、ご指摘のあった「イ」や「オ」、そのほかにも比例原則から見て疑義のあるようなものの中には含まれております。ただ、他市町村で挙げられているものとのバランスをとるため、つまりは本市だけが弱いという状況になってはまずいということもあって、一通りこのように並べているものでございます。

この中で比例原則に疑義があるものに関しては、改めて内部で確認を進めていきたいと考えております。

(委員)

他の市町村でも禁止区域を設けているとのことですが、具体的に「ア」から「ト」まで、近隣でいうと、どこが禁止区域と定めていて、どこが抑制区域と定めているのかを教えてください。

(環境・地域エネルギー課長)

全てを整理できてはおりませんが、安曇野市については、「イ」の土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンは禁止となっております。また「オ」の地域森林計画対象林も禁止となっております。また、「ソ」のうちの鳥獣保護区についても禁止となっております。

(委員)

塩尻市ですと、こういったあたりは抑制区域になっていたかと思えますし、私の理解では、伊那市が県内の市町村で最初に禁止区域という言葉を使い始めた市だと思うのですが、伊那市の場合には、例えば保安林、土砂災害特別警戒区域、それから砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域のいわゆる砂防三法と言われるところ、この辺りが禁止区域になっています。それ以外の地域森林計画対象林や土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンは抑制区域となっていて、抑制区域でも、許可手続きの中で、個々に許可しないという目論見があったとしても、それくらい財産権を侵害しないように配慮しながら制度化しているところです。

安曇野市の条例は今年の6月にできて、まだ様々な社会的評価が定まっていないという中で、安曇野市がやっているからここも禁止にするというものではないと思います。このあたりは、実際松本市として、禁止と正面切って世の中に謳うことができる区域の設定の仕方、またそれ以外は仮に配慮を求めるとか、立地してほしくないということであれば、抑制という言葉を使ってもいいのではないかと思います。

抑制と禁止について言うと、抑制で効果が発揮できないのかということ決してそうではなくて、他の法令でも、例えばフロンについては、排出を抑制するという趣旨の法律であったと思います。それが事実上産業界にも影響を及ぼして、今、フロンガスがかなり減っているというところで、オゾンホールにも効果が表れていると聞いています。行政として抑制という言葉を使うと効果的な規制ができないというわけでは決してないということ、念頭に置いていただきたいと思います。

(会長)

このあたりは、他市町村あるいは法令上の課題を整理していただくということによろしいですか。

(委員)

そのとおりで、法令上の課題を一つ一つ丹念に吟味をする中で、この禁止区域のリストが出てきて、それ以外のところで抑制区域が出てくる。例えば、先ほど安曇野市は鳥獣保護区が禁止区域に入っているとのことでしたが、鳥獣保護管理法の鳥獣保護区は、狩猟という行為を禁止する区域というだけ、また、鳥獣保護区の特別保護地区は、規定を見ると、工作物の新築や木や竹の伐採に許可が要るが、住宅など、鳥獣保護に支障がない場合は許可不要というような手続きになっておりまして、はたして太陽光発電が鳥獣保護に支障があるのか。禁止するのだとすれば、それを立法事実として、松本市がしっかり研究して、その結果であれば分かりますが、ちょっとこれは合理的とは言えないのではないかという疑問を感じております。

このあたりは、私も具体的に助言させていただく準備もあるので、一つ一つ吟味していただけないかという考えです。

(会長)

県がこのあたりに全く踏み込んでいないので、市町村が踏み込まざるを得ないのですが、抑制である程度抑えられるものと、禁止にする場合は法令上問題がないかどうかを整理していただいたうえで、委員にもまたコメントをいただきながら進めていただければと思います。

(委員)

ありがとうございます。県の条例が云々という話もそうですが、別紙2の2ページ目を拝見しますと、気になるのは、点線で囲った四角の中の3ポツ目、「松本市条例の規定を、県条例と同等かより強くすることで、松本市内で太陽光発電を設置する場合は、県条例ではなく市条例に基づいて手続きを実施していただくことを想定しています。」ということですが、であればなおのこと、上乘せ横出しを必要としているという根拠を、松本市はしっかり作らなければいけないだろうと思います。

それは、県がなぜ、条例を3月から突貫工事で作ったかということ、市長会や市議会議長会から、条例を作ってほしいという要望があった、これが県の条例制定に至る立法事実として非常に大きなポジションを占めております。だとすると、県よりも強くするというのが、漠然としたゴールとしてあるのは、市長会や市議会議長会からの要望があがったという経緯からも、それは県条例ができて、なお市条例としては必要とするところ、例えば、県の方では、国立公園は環境配慮区域になっているだけです。松本市の場合は国立公園の範囲が非常に大きいので、ここで松本市の地域特性を反映して、国立公園は、集団施設地区以外は原則禁止とするとか、そういった合理的な理屈が立てばいいのですが、この書き方だけでは漠然としていて、県よりも厳しくするというのがゴールのように見えてしまうのは、あまりよくないのかなと思います。

(会長)

このあたりは、文言の修正も含めてお願いしたいと思います。

各市町村が困って、そういう形で県に要請しましたが、実際の市町村は、それよりも堅実的な対応ということで、抑制区域や禁止区域という表現は使わざるを得ないのだろうと思いますから、そこはしかし、丁寧にということだろうと思います。

(委員)

これだけ規制をかけても、規制の網に引っかかってこない事案が後を絶たないというのが実際のところ。事業者が野放図に事業をできないように、事業計画の初期段階から誰が施工するのかを含めて、事業計画案を広く公表する、そして多くの市町村や多くの県民の方々が事前に見て対策を取れるようにしようというのが、今回の県条例の趣旨でもありますので、それをうまく使いこなしていただくということがよろしいかと思えます。県条例を擁護する立場ではありませんが、あくまで市にとって、一番気になるのは、仮に市が、この条例は憲法上問題があると言われた時に、立つ瀬がなくなってしまうということ避けたいと思っております。

(委員)

林地開発と絡めての話ですけど、地域森林計画対象区域はいろんな森林があります。大町市では、元は桑畑だったようなところで、境界も確定しないまま計画森林に入っている事例もありまして、そういうところは、元々森林じゃなかった状態がただ荒廃しているだけのところもあり、もしかしたら太陽光パネルを作った方が合理的な可能性もあります。

一方で、守るべき森林というのは確かにあって、これは太陽光発電をやるべきではないとはっきり思いますけど、その辺のところを現実の松本市における森林、特にいわゆる5条森林がどうなっているのかという状況と、うまく照らし合わせる必要があるのではないかという気がします。

脱法行為的な発想で行くと、林地開発は森林法上、実は割と認めるといって仕立てになっています。だから林地開発許可そのものは割と簡単に出て、一度林地でなくなってしまえば、太陽光発電をやり放題なので、一度、林地開発許可を別の目的で取って、しかも広大な面積ではなくバラバラと取って、それもいろんな業者の名前で取って、ということをやるともう把握できなくなって、それが大きなスケールでの太陽光発電になっていく。例えば事業者というのは、1年や2年で慌ててやる人もいますが、10年、20年という長期的な見通しでやっていくところもありますので、そういった中で、バラバラな林地開発が最終的には大きな太陽光発電施設になってしまう。これは多分、条例とか普通の森林法では規制しきれない問題です。

そういう点でいうと、松本市として、今後はちょっと大きな見方で、どの程度の太陽光発電を認めて、どの程度は認めないのかと、市全域で判断していく。それで、一つのゾーニングとして、例えば国立公園とか国定公園はある目的をもってゾーニングされているわけですけど、松本市の中での一つのゾーニングとして、ここはいろんな事情で太陽光発電はだめだということを、まず示していく。その中に森林があったり農地があったり、色々あると思いますが、そういう仕立て方をしている方がいいのではないかと思います。そうすれば、少なくとも禁止とは言わなくても、最終的に抑制なり何なりの中で許可をするかどうかという時に、松本市はこのエリアに関しては、太陽光発電ではない、むしろ、いわゆるグリーンインフラ的な立場で守っていくんだという意思を示せませし、市民としてもわかりやすいのではないかという気がします。

もう一つ、近隣という言葉で50mという言葉がありました。森林に関して言うと、50m以内に人が住んでいない方が圧倒的に多いです。ところが森林というのは、主にその下流域に強い影響があるので、この森林の影響を受けるところというのは、むしろ距離ではなくて、流域であるとか、景観、あるいは野生動物の関係でいうと、例えば鳥や蝶などがどのように利用しているのか。ただ50mということではなくて、その森林の規模として、どの辺にどういう影響があるのか、そういう視点を入れていく必要があるのではないかという気がしています。

それは、現状では森林法とかに全く入っていないこともあって、ここに関しては、それこそ環境の専門家とかいろんな生物の専門家の方とも協議しつつ、それぞれの森林が持っている特性というものをやはり広い視点で見えて、どう扱うのか。そうしないと、50mということ言えば、ほとんどの森林が対象外になるので、気になったところです。

(環境・地域エネルギー課長)

50mの関係についてもまた整理したいと思いますが、基本的には、森林というよりは街中を念頭に置いた考え方でございます。それが森林にとって、どのようなことを気にしないといけないの

かは具体的に考えたいと思いますが、基本的に、その土地の所属する町会が把握していることが大前提ですので、その町会と共有していくということになるとと思いますが、地元説明もそこが一番大事なことだろうと思っております。

また、松本市として、基本的な考え方はゼロカーボン実現条例で示しているとおおり、森林の吸収源というのは最大限活用していく、つまりは、木を切ってまで太陽光発電施設を作るわけではありません。森林であるということを前提に進めていくようなエリア、いわゆる5条森林のようなところに関しては、森林のまま維持していくのが一番、市としては相応しいという考えで、禁止区域の中に入れたつもりでございます。

(委員)

骨子案の用語の定義で、樹木伐採の関係で言うと、設置をするという目的だけではなく、太陽光パネルに影を落とさないということを目的に、伐採される場合もあつたりします。そういったことで設置だけじゃなく、管理にかかる樹木伐採にも配慮する必要があるかと。その範囲をどう設定するかがありますが、課題の一つかなと思います。

それから「17」の定期報告ですけど、撤去にかかる計画には、廃棄処分までの手順が入るかどうか。特に廃棄については、今後誘致するとか制度が変わることで、将来的に内容が変更になる可能性があります。説明の中で、定期報告時に双方向に情報提供するという話がありましたが、撤去費用の積み立て制度もある中で、実態とともにそれが適正な方法であるかどうかというのを継続的に確認して、必要に応じて改善指導を行うということが必要で、そういうことがこの中で可能かどうかということが、確認したかったところです。

それから、先ほどの禁止区域の話の中で、公共の福祉とか可能性はどこまでかについて、審査基準は結構重要なのかなと思っていて、禁止という形で対応するのか、抑制区域で審査基準を設けて判断していくのか、というところもあるのかなと思ったところです。

先ほどもありました鳥獣保護区は、普通地域は単なる狩猟規制ということもあって、開発規制がかかっているとは言い難いところもあつたりしますが、これについても、申請された内容が妥当である、許可しなければならないという法律であつたりするので、規制としては弱いのかなと思っております。ただ、こちらは審査基準を設けることによって、抑制的に認めないという対応をしているということで、その場所が何を目的に対応しているかに応じてやっているところがあります。例えば、中部山岳国立公園内における北アルプスの鳥獣保護区であれば、イヌワシやライチョウの保護のために設定するというところがありまして、そういう目の中でどう評価するかということになってきます。

今回、太陽光パネルを市の方で設置する、設置しないという中で、何をプライオリティにおいて対応するか、審査基準の設定が結構重要なのかなと思いました。

(環境・地域エネルギー課長)

森林の中で太陽光パネルを設置する場合、周辺の樹木が影になって、管理という名目で伐採されるのではないかというのは、まさにそのとおりだと思います。そこら辺の項目についても、施行規則等になるかと思いますが、検討せざるを得ないかなと思っております。

また、廃棄と処分を適正な方法でというのもそのとおりで、実際に、これから色々と変わっていくであろうというものに対して、順応できるような形で進めていきたいと思っております。

審査基準でございますが、「10 設置許可の基準」の中でざっくりと説明しております。現段階では提示できておりませんが、審査基準が大事というのはまさにそのとおりで、細かいことにつきましては、施行規則で定めていく必要があると思っております。

(委員)

質問というよりは提案事項として、別紙1の10番の災害時の対応のところ、市の回答が、定期報告によって把握と、個別に情報収集となっておりますが、これだけでは足りないと感じていて、他の自治体の事例を把握していないですが、提案としては、1つが安否確認メールのような一斉メールを送って、事業者が回答できるようなツールを作成すれば、市役所も把握しやすく、事業者も報告しやすくなると思いました。

二つ目が、そのツールがもし作成できれば、定期的に災害が起きた場合の訓練のようなものを行えば、市も事業者ももし災害があったときに対応がしやすくなると思いました。

他の事業者がどういう動きなのかを把握していないので、不適切だったら申し訳ないですけど、以上が提案です。

(環境・地域エネルギー課長)

災害時の対応については、別紙1に記載のとおりですが、ツールのようなものを作って、報告、確認しやすい仕組みを整えていくということについて、こういう形のものができるかは分かりませんが、即時に状況を把握できる体制は確かに作っていく必要があると思います。そのためにも定期報告がありますし、いざ発災となった時に、どういう対応をしていくのかということも含めて、検討して参りたいと思います。

(委員)

今のご指摘に関連して発言させていただきますと、災害時の対応ということですが、そもそも災害が起きた時に影響を被るような場所に、立地させてはならないというのが基本かと思えます。災害が起こった時に、影響が起こる蓋然性が確実なので、砂防指定地であったり、地すべり防止区域であったり、急傾斜地崩壊危険区域というような土地利用の規制があったりするわけです。

また、今回の禁止区域の例の中で言いますと、河川法の河川区域というものがあって、栃木でも洪水で河川が氾濫したことによって、太陽光パネルが影響を受けるということがありましたが、そもそもそういうところに、電気設備なので立地をさせてはならなかったということかと思っております。その意味での規制はしっかりかけた方がいいので、河川区域については、占有とか一定程度の規制があるわけですので、そのあたりの規制も今回の禁止区域に含めることができるのか、あるいは財産権の侵害と言われてしまうのであれば抑制区域にするのかとか、そういったところを見ていただきたいと思えます。長年太陽光発電問題を研究しておりますと、なぜこの場所がレッドゾーンではなくイエローゾーンなのかと思うところも多くあります。それも財産権との関わりで、土地利用に関する規制を、つまり建物を建てたいと、土地をお金に換えたいという方がいた時に、国

として規制がかけられないので、イエローゾーンのままだにしているところもあつたりするわけです。

レッドゾーンは、下流に保全対象、例えば住宅があるとか、そういうことに限られるというのがこれまでの運用で、そのあたりの運用そのものが、気候変動が大きくなって災害の規模が大きくなっている時に、国全体で運用より安全側に振り向けることが必要ではないかと思っておりますので、これによって禁止できる区域が狭くなるということではなくて、むしろ土砂災害警戒区域の在り方そのものを、松本市としても、県としても、国としても、しっかり考えてもらうということが、この10年の太陽光発電施設が急に増えたことの帰結としては、大事な行政対応ではないかと思えます。

(会長)

そもそも申請をした時には、基本的には市の方で、自動的に通るか通らないかということが、ある程度アルゴリズムで決まるようなものになっているんですね。だけど実際には、例えば民泊の審議会では、作ってもらっては困るということで、このあたりは学校地域だからなどという理由で禁止してくれという申請を出すんですけど、全部審議会に回しています。だからこれも、自動的に決まる部分とそうではない部分を作っておけば、ある程度抑制でもしっかりと機能を果たせるのではないかと思います、どうでしょうか。

(委員)

長野県の条例案を検討した時の具体的な話を申し上げますと、長野県は特定区域という形で、地域森林計画対象林を入れることになっています。特定区域は許可が必要になりますが、その許可基準はどうかというと、今のところ県に確認した限りでは、いわゆる林地開発許可、従来1ha以上の開発、現在は太陽光発電については0.5haになりました、それが、全ての森林について、地域森林計画対象林において、太陽光発電施設を計画した場合には、全ての規模の施設において、林地開発許可と同等の対応を求める、つまりは、土砂災害を発生させる恐れがない、水害を発生させる恐れがない、水の確保に支障がない、環境を悪化しない、この4点を許可基準にして、県では林地開発許可の指導基準というのを設けていて、土砂災害については、この規模の水が出るのであればそれに対応ができるような堰堤を整備するようとか、技術的な基準がはっきりしています。技術的な基準がはっきりしているので、例えば20kWの発電所を、森林を伐採して作りたいという時には、経済合理性が働かないわけです。手厚い林地開発と同等の対応をしても、投資が大きすぎて経済的にペイしないので、事実上、許可と言いながら抑止しているということになるので、いろんな許可基準はこれから作ると思いますが、こういった考え方も、県がそういう立場なので、恐らく地域森林計画対象林は今後出て来ないだろうと思えますので、なおのこと禁止区域という、財産権を侵害するような危ない橋を渡らなくてもいいんじゃないかと思うんですが、そんなように県の許可基準もあるので、そこはキャッチボールをして許可基準を決めていただきたいと思えます。

(会長)

そのケースはそうですけど、この列挙したものの中には、ボーダーのところをついているものももちろんあるので、実際には市がアルゴリズムで、こっちが許可、こっちが不許可ということではなくて、真ん中のボーダーのところがあつて、そこを先生を始めとした何人かの委員を構えておい

て、相談をして決めるということさえできていれば、実際にはここまで明確に禁止にせずに済むと思います。そういうのも一案だと思います。何件出るかということにもよるでしょうけど、本当にそういう微妙なものは、多分 100 件も来ないでしょうから、そういうことを考えると、ボーダーの部分を作って、そういう専門家に聞くというようにして、例えばこの中に小委員会のようなものを作って、確認許可ということをするれば、総合的な意見が返せるのではないかと思います。

(委員)

そのとおりです。例えばボーダーラインになりそうなのは水道水源保全地区、これは県の条例に基づくので、国の規定ではないものです。県の方では、ゴルフ場とか廃棄物最終処分場とか、1 ha を超える形質変更は許可が必要となっていますが、太陽光発電については特段の規定はありません。県ではおそらく規定は、県条例ができれば整備していくことになると思いますが、ボーダーラインでありますので、ゴルフ場と同等に見ていく、つまり流出係数がどうなっていくのか、森林が森林ではなくなるということですので、県がゴルフ場について持っている許可基準と同じような形で規制をかけていくとか、それ以上に、松本市であれば、先ほど下流域への影響の話もありましたが、その辺の審査基準は、いろんな地質の先生などでチームを作り、作っていくというのが適切だと思います。

(委員)

前回の協議の中で出ささせていただいた住民説明のところで、対応方針を記載いただきありがとうございました。こちらに関して追加で2点ご質問ですが、骨子案ですと、「8」の住民への説明のところで、標識を設置して、住民等に説明会を行うものという記載があるのですが、別紙2を見ますと、許可申請の前の段階で住民説明をまず行い、それが許可基準の一つとなっているように読めまして、そちらに関して骨子案の方で記載が見当たらなかったもので、こちらに関して質問させていただければと思いました。

趣旨としては、許可申請が下りて標識を提示してからの住民説明になりますと、その話を聞く住民としても、恐らくもうかなり具体的に決まっていて、設置をすることがほぼ確定の段階での説明と受け止められかねないのかなと思ひまして、そうなってくると、住民側もきちんと事前に説明をして納得したうえであれば受け入れられやすいものであったとしても、その段階まで行ってしまってから、いきなり設置しますと言われても、合意が得られにくい場合もあるのかなと思ひましたので、許可申請の前の段階でも、住民説明の機会を設けていただきたいと思ったところです。

二点目も住民説明に関してなんですけど、骨子案の8の施行規則の中で、説明する事項として6つあげていただいております、もしかしたら(4)の保守及び維持管理に関する事項に含まれるのかもしれないんですけど、設置する太陽光パネルの耐用年数ですとか、どれくらいの段階で廃棄することを見越しているのかも、ぜひ住民に事実として計画を伝えていただきたいなと思ったところです。というのも、住民側としても、それがどのくらいその土地にあるものなのか、使用後の廃棄がどうなるのかは気になるころだと思いますので、こちらに関しては十分にご説明いただきたいと思ったところです。

(環境・地域エネルギー課長)

住民説明と許可申請と事前申請の関係ですが、まず事前に申請してから、14日経ってから住民説明をしてくださいという流れでこの条項を作っております。それに関しては、住民への周知の時間が十分とれないまま、いきなり説明が始まってしまうのはまずいだろうということで、14日としました。住民説明を行ったうえで、許可申請を再度していただいて、そこで住民の方からも市の方で内容をお聞きして、住民が納得していることを確認したうえで許可の判断をするということになります。事前申請の段階で、少なくとも事業者側も設置するつもりで来ているものと思います。そのため、事前協議のような形でだいぶ前から形を決めていくということは、今のところ想定しておりません。

二つ目の(4)の保守及び維持管理に関する事項の中で、廃棄はいつごろするのかというのは、確かにそのとおりだと思います。施行規則を定めていくうえで、そういったこともわかる形で記載していきたいと思います。

(委員)

一点目に関して、現状の骨子案の記載の仕方ですと、事前許可の前には住民説明は必要がないと読めてしまうのかなというのが思ったところです。骨子案ですと、設置事業者は事業区域に標識を設置するとともに、当該標識を設置してから14日を経過した日以後に説明会をすることとありますが、別紙2では、標識の掲示というのが許可申請の後に出てきており、骨子案との整合が取れていないのではないかと。きちんと住民説明の段階でやっていただきたいと思います。

(委員)

今の点、市として県条例とのキャッチボールを行っていただきたいと思います。と言いますのは、県の条例では、すべての野立型の太陽光発電施設について、許可申請を県に届け出を行う前に、事業計画の基本的な情報を県に提出する。県に提出する際には、市町村にも共有するというルールになっております。そのうえで、周辺住民に説明会をすることが義務化されております。

今回できる新たな県条例では義務化されておりますので、今のご質問からすると、市の条例では、市に事前申請があって、標識ができてそこから説明会をして、そのうえで設置事業の許可をするというスキームかなと思いますが、県の条例でも、まず事業基本計画を、事業の概要が見えたところを出してくださいと、そのうえで説明会をなささいということがあります。この期日が、別紙3の3ページ目にある14日を経過したとか、このあたりの期日まで条例の本文に書きこむのか、それともこの辺りは、県の条例が9月議会でできると思いますので、そこで施行規則についてもその後検討に入ると思いますから、条例本文の方にはこの期日については特段定めず、どういうスケジュールで進めるのかは市の施行規則で定めるとしておく方が、事業者にとって混乱がないのかなと思います。事業者にとって混乱を生じさせないようにするのは、推進の方で極めて大事な条件設定だと思いますので、事業者にとって混乱がないように、日程に齟齬がないようにしていただきたいということが発言の趣旨です。

(環境・地域エネルギー課長)

まさに事業者にとって、県の手続きもして市も手続きもする、また県の日程と市の日程が雑然とするのは一番良くないので、そこらへんは整理したうえで提示したいと思います。

また、事前申請の内容は、事前申請の段階で県と情報共有することになりまして、県の方でこの内容が公開されるということになるかと思っています。その内容を市も公開するのか、その手続きについても検討していきたいと思っています。

(会長)

全体のフロー図が出るとわかりやすいですね。

(委員)

近隣住民への説明について、14日を経過して実施するということですが、14日の間に50mの近隣の皆さん全員に説明会が開催されることが、周知されるのかというのが疑問でして、説明会が開催される連絡を行政が行うのか、それから事業計画を、例えば市のホームページで公開されるような形ができたらいいのではないかと思います。

(環境・地域エネルギー課長)

14日以内の周知をどう図っていくのが一番大事だと思っています。町会連合会等も含めながら、どう速やかに伝わるのが良いのかを考えていきたいと思っています。それから、先ほど提示しましたが、市のホームページに掲載することも含めて、事前申請の内容をどれだけ周知できるのかというのが肝だと思っていますので、そこら辺についても制度を考えていきたいと思っています。

(委員)

今の標識の件についてですが、大きさとか、内容がきちんと網羅されるようなサイズのもので、誰もが見た時に計画の内容がわかるような標識にしたらどうでしょうか。

(環境・地域エネルギー課長)

おっしゃるとおりだと思います。そこら辺についてはできるだけ細かく決めるような形で進めていきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございます。それでは、市へたくさんのお宿題をいただきました。また引き続き、これで進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 報告事項 第4次松本市環境基本計画の進行管理について

(会長)

ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(委員)

5ページの公共交通のところでご意見申し上げます。バスの話ですけど、公設民営化が実現できてすごくよかったと思いますし、それによって路線の見直しや利便性の向上が図られているので、結構ここまで来るまでに時間がかかってしまったと思いますが、素晴らしい取り組みだと思います。

ただ結局、バスは今、交通弱者がやむを得ず使っているというのが実態だと思います。なかなか利用人数も伸びないし、できればマイカーを利用している人がバスに乗り換えてほしいといった思いが全体にはあると思いますし、それをどうやって広げていくのが課題かと思うので、弱者のためという視点と、みんながバスに乗ってほしいという視点。本数とか運賃も重要ですけど、もう少しバスに乗りやすい対策というか、例えばバス停自体も、危ない場所に建っていたりとか、ベンチもない屋根もないとか、あまり快適ではないです。やはり利用しやすい環境整備というところまで、少し踏み込んだ方が良いのかなというのがあります。

もう一つ弱者の視点では、やはり本当の弱者はバスに乗れないですね。ヨーロッパは、車椅子の人が介助なしにバスに乗り降りできる、気楽に外出できる、そういった低床バスですとか、いわゆる弱者身障者への配慮も踏み込んでいかないと、本当に公共交通としてのバスの価値が上がってこないのかなと思いますので、その辺もお願いしたいと思います。

(環境・地域エネルギー課長)

今後の検証・取り組みのところでは、便数やダイヤのことについては書いてありますが、マイカーの方から乗り換えていただくということまでは書いておりませんので、料金施策とか様々な施策によって、マイカーの方が乗り換えていただく、例えば、週末に利用していただくだけでも変わってくるかと思いますが、こういった対策にも踏み込んでほしいということ、担当課に繋げていきたいと思います。

(委員)

指標の見直しで上げられました森林整備の関係ですが、面積何 ha から何%という話が出ていたけど、実際の数字を見ますと、搬出間伐面積 6.26ha、樹種転換延べ面積 49.3ha と、これは一般に市民の方には何のことも全然分からないですね。例えばこれが、達成率 60%だと言われたところで、よく分からないです。これが森林整備によって、実際どの程度の炭素吸収源が確保できたのか、あるいは搬出間伐によって運び出したことで、どれくらいの炭素が固定されたのかというような、むしろ実数としてわかりやすい数字というのを示していった方がいいのではないかなという気がしています。

林業側の事情で考えると、恐らく樹種転換が忙しくて間伐ができなかった。実際に松本市の森林の面積とか蓄積量に対して、松本市の林業事業者の力がもう圧倒的に足りないです。そういう事情から見ても、もっと力を入れてやらないといけないと林業側でも考えているところですけど、市民側から見ても、林業が何をやっているか全然見えない中で、何%とか何 ha とか示されても全然ピンと来ないと思いますので、実数を出して、実数で行っているというところで、もっと力を入れた方がいいと感じられるようになれば良いと思いました。

(森林環境課長)

実際に林業事業体の方で森林整備等を行っていただいております。切るだけではなくて、地拵えといったような作業、それから植栽といったような作業もしております。先ほどおっしゃったように、面積だけではなかなかピンとこないというのもあります。どのような形で森林整備が市民にとって有効な事業として捉えられているかということを示せるような形で、また出し方については検討していきたいと考えております。

(委員)

19 ページの公害防止で、昨年もちっと話をしたと思いますけど、中核市に移行して、県からいろんな権限が移譲されてきている中で、大気汚染防止ですとか、あるいは産業廃棄物関係、そういったところが、環境基本計画が令和3年度にできたところなので、その辺が入っていないのはやむを得ないですが、やはり私たちの周辺環境をみていくと、そういった部分というのは待ったなしのような状況です。郊外ですと、あちこちに産廃施設ができたりものがあるふれていたり。水質汚濁防止法は昔からやっているの、資料に載っていますが、やはり大気汚染、特に建築廃棄物のアスベストとかその辺は、市の方でも測定や監視など、手が届いていないと思いますし、昨年話でも、解体が増えているということで、その辺の指導を考えていきたいというのはあったと思いますが、実際には市もいろんな解体業者に発注しているわけですから、そういうところに対して、公害防止視点で、例えば、どういうチェックをしてどういう業者を選定している、どういう評価をしている、そういったことをきちんと公開して、透明性のある対応をしていく必要があると思いますし、やはり市が取引している業者に対しては率先してチェックを入れていく、そういったことも必要なのかなと思います。そういったことで、特にアスベスト関係、建築廃棄物関係は、今どういった対応をしているのかあまり知りませんが、その辺も力を入れていただきたいと思います。

(環境保全課課長補佐)

アスベストの部分ですが、19 ページの「その他取組内容及び関連事業」の③「事業所への監視、指導の強化」の中に、特定粉じん排出等作業現場立入51回実施と、ここでしか触れていないですが、レベル1、2の届け出があった際には、事前と事後の確認を行っております。それを示すものとして、この一文しかありませんが、令和4年度は51回現場に行ったということでありまして、レベル1、2の部分中心ではありますが、各監視、指導は今後引き続き行っていきたいと思っております。

(委員)

もう一点お願いがあるんですけど、結局産業廃棄物は、中間処理されて最終処分場に行くわけですけど、松本市に最終処分場があるわけではないですよ。ですから、基本的には松本市のいろんな業者は中間処理という形になっている。中間処理ということは、集めたものを正しく処理して最終処分場へ送り届ける、ですから産廃が周辺の郊外とかに山のように増えていってはいけないはずですよ。そういうことも含めて、せっかく権限移譲されたので、業者への指導、立ち入り、そういったことも評価していただきたいと思っております。

(委員)

施策の評価ではなく意見ですけど、第2の柱「資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）」、これにプラスチックごみ削減事業がありますが、私は仕事上学生と触れ合う機会が多くて、中高生に、普段の学校生活で飲み水について聞くと、あまり水筒とかを持って行かないで、多くの学生が校内で自販機とかで買っているようです。なので、意外と学生は校内に水を汲む場所とか、きれいな水を飲める場所がないのかなと思ひまして、ご意見させていただくのが、公立でも私立でもいいですけど、中高生にも校内に swee のようなマイボトルを利用して飲み水を得られる施設があったらいいなと思ひまして、何か今後の施策に役立ててもらえればと思ひました。

(環境・地域エネルギー課長)

swee の動きにつきましては、今のところ今年度までで 15 台の設置となっておりますので、全中高生に対してというのは、こちらができる範囲を超えているかと思ひます。ただ、例えば中高生が公共施設で自習をするような場所に swee を置き、活用してもらっているところはございます。

また、学校での飲み水については、swee に限らず、市内に井戸等もありますので、通学の際に水を汲むことなども含めて周知するのが、一番良いと思ひます。

(委員)

14 から 15 ページのリサイクル率についてですけど、以前も同じ意見が出ていたら申し訳ないですが、15 ページの下段にあるリサイクル率が低下した理由について、民間企業が設置する回収ボックスが増えてきたためということですけど、市としてはリサイクル率が低下していたとしても、環境面から見れば、民間でリサイクルするのと市でリサイクルするのと、どちらでリサイクルをした方がいいとかではなくて、リサイクル自体が全体で率が上がるのが大切だと思ひます。市のリサイクルだと、共働きの人であればごみが出しづらかったりするので、例えば民間企業で、土日出せる回収ボックスの方を利用している方が増えているのかなと思ひしておりますが、このことについて、評価方法の見直しとか検討をしていった方がいいのではないかなと思ひました。

この数値だと、R3 から R4 にかけて松本市全体のリサイクル率が下がったようなイメージになってしまうかもしれないですけど、民間事業者と協力して、リサイクル率は全体としては下がらないのかなというところとか、そういったところも報告書に書かれるのかなど。評価方法がこのままだと、年々松本市のリサイクル率が下がるイメージになってしまうのではないかなと思ひましたので、見直し等あれば教えていただけたらと思ひます。

(環境業務課長)

おっしゃるとおり、民間の回収ボックスの設置が進みまして、ここ 10 年くらい、市のリサイクル率が年々減少してきている状況でございます。今回の環境基本計画の進行管理では記載しておりませんが、一般廃棄物の処理計画の進行管理の方では、一年間ごとになりますけど、民間の回収ボックスの利用状況を確認しまして、そちらの方で記載がありまして評価を行っております。

その評価を見ますと、若干そちらも減少傾向になりますが、市単独でのリサイクル率と比べましては、横ばいという形になります。民間の業者さんを、出しやすさの観点からご利用いただくのは

大事かと思いますが、市としましては、収集体制の維持という観点から、市民の皆様に出しやすいような環境を整えまして、引き続きリサイクル率の向上に努めていきたいと思っております。

リサイクル率の評価につきましては、そういった二段構えで行っているという状況でございます。

(会長)

なかなか数字の記載の仕方は難しいですけど、少し触れておくだけでも違いますかね。

#### 報告事項 松本市食品ロス削減推進計画の進行管理について

(会長)

ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(委員)

資料の2ページ目、食品ロスの推移グラフがあって、家庭系が令和3年度に大幅に増えて、事業系がすごく減っているということで、この分析のところで、結構コロナ問題に原因を押し付けちゃったような感じがします。これは確かにあると思いますが、やはり民間の事業者の方たちも、それぞれ自分たちの企業価値ですとかロスの削減ですとか、あるいは期限が切れる前にフードドライブに寄付をしたりとか、いろんな取り組みをされていると思うんですね。そういうものはやっぱりヒアリングをして、民間もこういうことをやっているよと、そういうことも含めて減少してきているのかなと。やはりそういった民間の、小売事業者とか卸売事業者の取り組みの中には、私たちの家庭でも反映できるものとか考え方があると思うので、やはりコロナの一言で片づけないで、そういうこともヒアリングしたり、今世の中がどんな取り組みで、事業者の皆さんがロスを減らしているのかとか、そういうのを紹介したりとか、良いことは広く展開できるような、そんな書きぶりにしてほしいなと感じました。

(環境・地域エネルギー課長)

今回の事業者の数値については、令和元年度と比べて大幅に落ちているということからも、やはりコロナが原因なのは明らかだと思います。それとは別に、年々事業系のごみは減っていることから、ご指摘のとおり、いろんな対策をなされているということだと思います。

ヒアリングが十分にできていないということもありますので、徐々にヒアリングをしながら、紹介をする等の周知を図っていきたいと思います。

(会長)

他はよろしいでしょうか。

それではこれで、議事を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

進行を事務局に戻したいと思います。

(環境・地域エネルギー課長)

会長、ありがとうございました。また、委員の皆様も真摯なご議論をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回松本市環境審議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

#### 4 閉会